

製品名	製造販売業者名	機能区分番号	機能区分名	算定単位	材料価格	適用開始日	特定器材コード	経過措置1 材料価格 適用開始日	経過措置2 材料価格 適用開始日	経過措置3 材料価格 適用開始日	経過措置3 材料価格 適用開始日	備考
ゴア トリルーメンカテーテル	日本ゴア合同会社	II-132-(5)	ガイディングカテーテル／分枝血管用	-	102000	2025/12/01	739310027	-	-	-	-	
E s p r i t B T K エペロリムス溶出生体吸収性スキヤフォールド	アボットメディカルジャパン合同会社	II-133-(2)-(4)指	血管内手術用カテーテル／末梢血管用ステントセット／生体吸収・再狭窄抑制型・指定承認番号30700BZX00154000	-	264000	2025/12/01	739310029	-	-	-	-	
ゴア エクスクルーダー 胸腹部大動脈ブランチ型ステントグラフトシステム (T A M B E)	日本ゴア合同会社	II-146-(1)-(4)指	大動脈用ステントグラフト／腹部大動脈用ステントグラフト（メイン部分）／分枝血管部分連結型・指定承認番号30600BZX00235000	-	3840000	2025/12/01	739310031	-	-	-	-	
ゴア バイバーン VBX バルーン拡張型ステントグラフト	日本ゴア合同会社	II-191-(3)	末梢血管用ステントグラフト／腹部大動脈分枝血管対応型	-	322000	2025/12/01	739310032	-	-	-	-	
軟骨修復材 モチジェル	持田製薬	II-237	軟骨修復材	-	1170000	2025/12/01	739310033	-	-	-	-	

令和7年12月1日より、上記製品が保険収載されました。

II-057 人工股関節用材料（厚生労働省発出事項）

赤字：保医発1128第2号／令和7年11月28日にて改正

定義	<p>次のいずれにも該当すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 薬事承認又は認証上、類別が「医療用品（4）整形用品」であって、一般的な名称が「人工骨頭」、「表面置換型人工股関節」、「人工股関節対骨臼コンポーネント」、「人工股関節対骨臼サポートコンポーネント」、「人工股関節大腿骨コンポーネント」、「全人工股関節」又は「人工関節セット」であること。 2 人工股関節置換術（再置換術も含む。）、人工骨頭挿入術又は関節形成術の際に使用する関節機能再建のための材料であること。
----	---

機能区分の考え方	<p>人工股関節は、骨盤側材料又は大腿骨側材料に大別し、次に規定する固定方法、使用目的及び構造によりそれぞれ骨盤側材料（11区分）、大腿骨側材料（10区分）及び単純人工骨頭の合計22区分に区分する。</p> <p>固定方法の違い</p> <p>直接固定</p> <p>骨との固定力を強化することを目的として次の表面処理が単独又は他の表面処理と併せて行われたものであって、骨への固定に骨セメントを用いる必要がないものをいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア) 多孔処理（ビーズコーティング、ファイバメッシュ、スポンジメタル等） (イ) 強粗面処理（チタン溶射、グリッドプラスチ等） (ウ) 水酸アパタイト系コーティング処理 <p>間接固定</p> <p>骨セメントとの固定力強化若しくは骨セメント強度の劣化防止を目的として次の表面処理等が行われたもの、又は無処理のものであって骨への固定に骨セメントを用いる必要があるものをいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア) 表面マクロ加工（材料表面への溝、段、突起の付与又はマクロテクスチャー等の弱粗面処理） (イ) ポリメチルメタクリレートコーティング
----------	--

機能区分番号	機能区分名	償還価格	略称	特定器材コード	機能区分の定義
II-057-(1)-①-7	骨盤側材料／臼蓋形成用カップ（直接固定型）／標準型	128000	人工股関節 HA-1	738370000	<p>次のいずれにも該当すること。</p> <p>(ア) 股関節の機能を代替するために骨盤側に使用する臼蓋形成用カップ（再置換用を含む。）であること。</p> <p>(イ) 再建用臼蓋形成カップに該当しないこと。</p> <p>(ウ) 固定方法が直接固定であること。</p> <p>(エ) 「臼蓋形成カップ（直）／特殊型」、「臼蓋形成カップ（直）／デュアルモビリティ用」に該当しないこと。</p>
II-057-(1)-①-1	骨盤側材料／臼蓋形成用カップ（直接固定型）／特殊型	184000	人工股関節 HA-1-2	710010617	<p>次のいずれにも該当すること。</p> <p>(ア) 股関節の機能を代替するために骨盤側に使用する臼蓋形成用カップ（再置換用を含む。）であること。</p> <p>(イ) 再建用臼蓋形成カップに該当しないこと。</p> <p>(ウ) 固定方法が直接固定であること。</p> <p>(エ) 以下のいずれかの加工等が施されているものであって、その趣旨が薬事承認又は認証事項に明記されていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> (イ) 骨との固定力を強化するためのポーラス状のタンタル又はチタンによる表面加工 (エ) 感染症を低減させることを目的とした加工
II-057-(1)-①-ウ	骨盤側材料／臼蓋形成用カップ（直接固定型）／デュアルモビリティ用	146000	人工股関節 HA-1-3	710010710	<p>次のいずれにも該当すること。</p> <p>(ア) 股関節の機能を代替するために骨盤側に使用する臼蓋形成用カップ（再置換用を含む。）であること。</p> <p>(イ) 再建用臼蓋形成カップに該当しないこと。</p> <p>(ウ) 固定方法が直接固定であること。</p> <p>(エ) 大腿骨側材料の脱臼を防ぐために、【ライナー／デュアルモビリティ対応型】と組み合わせて使用し、臼蓋形成用カップとライナー及びライナーと大腿骨ステムヘッドの間で、二つの関節摺動面を確保するものであること。</p>
II-057-(1)-②	骨盤側材料／臼蓋形成用カップ（間接固定型）	55300	人工股関節 HA-2	738380000	<p>次のいずれにも該当すること。</p> <p>(ア) 股関節の機能を代替するために骨盤側に使用する臼蓋形成用カップ（再置換用を含む。）であること。</p> <p>(イ) 再建用臼蓋形成カップに該当しないこと。</p> <p>(ウ) 固定方法が間接固定であること。</p>

II-057 人工股関節用材料（厚生労働省発出事項）

赤字：保医発1128第2号／令和7年11月28日にて改正

II-057-(1)-(3)-7	骨盤側材料／カップ・ライナー一体型（間接固定型）／カップ・ライナー一体型（II）	77000	人工股関節 HA-2-2	710010500	次のいずれにも該当すること。 (ア) 股関節の機能を代替するために骨盤側に使用する臼蓋形成カップ（再置換用を含む。）であって、カップの内側に関節摺動面を有し、ライナー機能を併せもつものであること。 (イ) 再建用臼蓋形成カップに該当しないこと。 (ウ) 固定方法が間接固定であること。
II-057-(1)-(3)-イ	骨盤側材料／カップ・ライナー一体型（間接固定型）／カップ・ライナー一体型（III）	95700	人工股関節 HA-2-3	710010721	次のいずれにも該当すること。 (ア) 股関節の機能を代替するために骨盤側に使用する臼蓋形成カップ（再置換用を含む。）であって、カップの内側に関節摺動面を有し、ライナー機能を併せもつものであること。 (イ) 再建用臼蓋形成カップに該当しないこと。 (ウ) 固定方法が間接固定であること。 (エ) 摩耗粉を軽減するための以下のいずれかの加工等が施されているものであって、その趣旨が薬事承認又は認証事項に明記されていること。 (i) ガンマ線又は電子線照射及び融点以下の熱処理を連続しておこなうことによる架橋処理が施されていること。 (ii) ビタミンEに浸漬又は添加されていること。
II-057-(1)-(4)-7	骨盤側材料／ライナー／標準型	48000	人工股関節 HA-3	738390000	次のいずれにも該当すること。 (ア) 股関節の機能を代替するために骨盤側に使用する臼蓋形成用カップ（再置換用を含む。）と組み合わせて使用し、関節摺動面を確保するものであること。 (イ) 骨盤側の骨に直接設置するものではないこと。 (ウ) [ライナー／特殊型]、[ライナー／特殊型・表面特殊加工付き]、[ライナー／デュアルモビリティ対応型]に該当しないこと。
II-057-(1)-(4)-イ	骨盤側材料／ライナー／特殊型	72300	人工股関節 HA-3-2	710010285	次のいずれにも該当すること。 (ア) 股関節の機能を代替するために骨盤側に使用する臼蓋形成用カップ（再置換用を含む。）と組み合わせて使用し、関節摺動面を確保するものであること。 (イ) 骨盤側の骨に直接設置するものではないこと。 (ウ) 摩耗粉を軽減するための以下のいずれかの加工等が施されているものであって、その趣旨が薬事承認又は認証事項に明記されていること。 (i) ガンマ線又は電子線照射及び融点以下の熱処理を連続しておこなうことによる架橋処理が施されていること。 (ii) ビタミンEに浸漬又は添加されていること。 (iii) 材質がジルコニア強化高純度アルミニナマトリックス複合材料又はアルミニア強化ジルコニア複合材料であること。 (iv) 抗酸化剤を添加した原材料にガンマ線照射をおこなうことによる架橋処理が施されていること。 (エ) [ライナー／特殊型・表面特殊加工付き]に該当しないこと。
II-057-(1)-(4)-ウ	骨盤側材料／ライナー／特殊型・表面特殊加工付き	76100	人工股関節 HA-3-3	710011109	次のいずれにも該当すること。 (ア) 股関節の機能を代替するために骨盤側に使用する臼蓋形成用カップ（再置換用を含む。）と組み合わせて使用し、関節摺動面を確保するものであること。 (イ) 骨盤側の骨に直接設置するものではないこと。 (ウ) 表面上に2-メタクリロイルオキシエチルホスホリルコリンが光化学的にグラフトされていることにより、耐摩耗性が向上し、摩耗粉が少なくなることで、再置換術に至るリスクの低減が期待されることが薬事承認又は認証事項に明記されていること。

赤字：保医発1128第2号／令和7年11月28日にて改正

II-057-(1)-④-I	骨盤側材料／ライナー／デュアルモビリティ対応型	77200	人工股関節H A - 3 - 4	710010712	<p>次のいずれにも該当すること。</p> <p>(ア) 股関節の機能を代替するために骨盤側に使用する臼蓋形成用カップ（再置換用を含む。）又はライナーと組み合わせて使用し、外側は臼蓋形成用カップ又はライナーとの間で、内側は大腿骨システムヘッドとの間で関節滑動面を確保するものであること。</p> <p>(イ) 骨盤側の骨に直接設置するものではないこと。</p> <p>(ウ) 摩耗粉を軽減するための以下のいずれかの加工等が施されているものであって、その趣旨が薬事承認又は認証事項に明記されていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> (i) ガンマ線又は電子線照射及び融点以下の熱処理を連続しておこなうことによる架橋処理が施されていること。 (ii) ビタミンEに浸漬又は添加されていること。 (iii) ガンマ線照射及び熱処理を行うことによる架橋処理が施されていること。
II-057-(1)-⑤	骨盤側材料／デュアルモビリティ化ライナー	106000	人工股関節H A - 3 - 5	710010769	<p>次のいずれにも該当すること。</p> <p>(ア) 股関節の機能を代替するために骨盤側に使用する臼蓋形成用カップ（再置換用を含む。）を【ライナー／デュアルモビリティ対応型】と組み合わせて使用し、内側に【ライナー／デュアルモビリティ対応型】との関節滑動面を確保するものであること。</p> <p>(イ) 骨盤側の骨に直接設置するものではないこと。</p>
II-057-(2)-①-7	大腿骨側材料／大腿骨システム（直接固定型）／標準型	266000	人工股関節H F - 4	738400000	<p>次のいずれにも該当すること。</p> <p>(ア) 股関節の機能を代替するために大腿骨側に使用するシステム（再置換用を含む。）であり、ネック部分は含まないこと。</p> <p>(イ) 固定方法が直接固定であること。</p> <p>(ウ) 【大腿骨システム（直）／特殊型】に該当しないこと。</p>
II-057-(2)-①-I	大腿骨側材料／大腿骨システム（直接固定型）／特殊型	499000	人工股関節H F - 4 - 2	710010625	<p>次のいずれにも該当すること。</p> <p>(ア) 股関節の機能を代替するために大腿骨側に使用するシステム（再置換用を含む。）であり、ネック部分は含まないこと。</p> <p>(イ) 固定方法が直接固定であること。</p> <p>(ウ) 以下のいずれかの加工等が施されているものであって、その趣旨が薬事承認又は認証事項に明記されていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> (i) 骨との固定力を強化するためのボーラス状のタンタル又はチタン合金による表面加工 (ii) 感染症を低減させることを目的とした加工
II-057-(2)-②-7	大腿骨側材料／大腿骨システム（間接固定型）／標準型	129000	人工股関節H F - 5	738410000	<p>次のいずれにも該当すること。</p> <p>(ア) 股関節の機能を代替するために大腿骨側に使用するシステム（再置換用を含む。）であり、ネック部分は含まないこと。</p> <p>(イ) 固定方法が間接固定であること。</p> <p>(ウ) 【大腿骨システム（間）／特殊型】に該当しないこと。</p>
II-057-(2)-②-I	大腿骨側材料／大腿骨システム（間接固定型）／特殊型	129000	人工股関節H F - 5 - 2	729920016	<p>次のいずれにも該当すること。</p> <p>(ア) 股関節の機能を代替するために大腿骨側に使用するシステム（再置換用を含む。）であり、ネック部分は含まないこと。</p> <p>(イ) 固定方法が間接固定であること。</p> <p>(ウ) 大腿骨に対する固定の弛みを低減するための鏡面加工又はスムース加工が表面に施されているものであって、その趣旨が薬事承認又は認証事項に明記されていること。</p>
II-057-(2)-③-7	大腿骨側材料／大腿骨システムヘッド／大腿骨システムヘッド（I）	80800	人工股関節H F - 6	738420000	<p>次のいずれにも該当すること。</p> <p>(ア) 股関節の機能を代替するために大腿骨システムと組み合わせて使用するものであること。</p> <p>(イ) 【大腿骨システムヘッド（II）】、【「人工骨頭用」の全て】に該当しないこと。</p>

赤字：保医発1128第2号／令和7年11月28日にて改正

II-057-(2)-③-イ	大腿骨側材料／大腿骨ステムヘッド／大腿骨ステムヘッド（Ⅱ）	85100	人工股関節HF-6-2	710010618	次のいずれにも該当すること。 (ア) 股関節の機能を代替するために大腿骨ステムと組み合わせて使用するものであること。 (イ) 摩耗粉を軽減するための以下のいずれかの加工等が施されているものであって、その趣旨が薬事承認又は認証事項に明記されていること。 (i) 材質が表面酸化処理ジルコニアウム合金であること。 (ii) 材質がジルコニア強化アルミナ又はアルミナ強化ジルコニアであること。 (ウ) 【大腿骨ステムヘッド（Ⅰ）】、【「人工骨頭用」の全て】に該当しないこと。
II-057-(2)-④-フ	大腿骨側材料／人工骨頭用／モノポーラカップ	87200	人工股関節HM-7	738430000	次のいずれにも該当すること。 (ア) 眇蓋形成用カップを設置しない人工骨頭挿入術の際に、ステムヘッドを骨盤側と直接摺動させることを目的に、大腿骨ステムと組み合わせて使用するもの（モノポーラ用スリーブ及びアタッチメントを含む。）であること。 (イ) 【大腿骨ステムヘッド（Ⅰ）・（Ⅱ）】、【バイポーラカップ（Ⅰ）・（Ⅱ）】に該当しないこと。
II-057-(2)-④-イ	大腿骨側材料／人工骨頭用／バイポーラカップ（Ⅰ）	96100	人工股関節HB-8	738440000	次のいずれにも該当すること。 (ア) 人工骨頭挿入術の際に、ステムヘッドの摺動面確保を目的にステムヘッドと組み合わせて使用する骨頭形成用カップであること。 (イ) 【大腿骨ステムヘッド（Ⅰ）・（Ⅱ）】、【モノポーラカップ】、【バイポーラカップ（Ⅱ）】に該当しないこと。
II-057-(2)-④-ウ	大腿骨側材料／人工骨頭用／バイポーラカップ（Ⅱ）	150000	人工股関節HB-8-2	710010733	次のいずれにも該当すること。 (ア) 人工骨頭挿入術の際に、ステムヘッドの摺動面確保を目的にステムヘッドと組み合わせて使用する骨頭形成用カップであること。 (イ) 摩耗粉を軽減するための以下の加工等が施されているものであって、その趣旨が薬事承認又は認証事項に明記されていること。 ビタミンEに浸漬又は添加されていること。
II-057-(2)-⑤	大腿骨側材料／大腿骨ネック	96400	人工股関節HB-8-3	710010941	股関節の機能を代替するために大腿骨側に使用するステムと組み合わせて使用する、ネック部分であること。
II-057-(3)	単純人工骨頭	101000	人工股関節HE-9	738450000	人工骨頭挿入術に用いる専用システムであって、システムとシステムヘッド部が一体となっており、分離不能な構造となっているものであること。

留意事項	【II-057 人工股関節用材料、II-058 人工膝関節用材料】 (1) 人工股関節用材料及び人工膝関節用材料に併用される部品の費用は、特に規定する場合を除き、人工股関節用材料及び人工膝関節用材料の材料価格に含まれるものであり、別途特定保険医療材料として算定できない。 (2) 眇蓋形成用カップ及びライナーが組み合わされ一体化されている製品であって、固定方法が間接固定であるものを使用した場合は、カップ・ライナー一体型（間接固定型）を算定する。 (3) (2) に規定する場合を除き、複数の機能区分が一体化されている製品を使用した場合は、それぞれ算定する。 (4) 骨盤側材料・眷蓋形成用カップ（直接固定型）・デュアルモビリティ用及び骨盤側材料・デュアルモビリティ化ライナーは骨盤側材料・ライナー・デュアルモビリティ対応型と組み合わせて使用した場合に限り、それぞれ算定する。

II-132 ガイディングカテーテル（厚生労働省発出事項）

青字：保医発0228第2号／令和7年2月28日にて改正
赤字：保医発1128第2号／令和7年11月28日にて改正

定義	次のいずれにも該当すること。 1 薬事承認又は認証上、類別が「機械器具（51）医療用嘴管及び体液誘導管」であって、一般的名称が「ガイディング用血管内カテーテル」、「中心循環系ガイディング用血管内カテーテル」、「ヘパリン使用ガイディング用血管内カテーテル」又は、「気管支バルーンカテーテル」又は「脳血管用誘導補助器具」であること。 2 経皮的冠動脈形成術に際し、経皮的冠動脈形成術用カテーテルを病変部に誘導する、血管内手術を実施する際に、血管内手術用カテーテル等を脳血管、腹部四肢末梢血管若しくは肺動脈等に到達させる、又は重症慢性閉塞性肺疾患（COPD）患者に対する気管支バルブの留置による治療において側副換気の有無を検出する検査を実施する際に肺区域の空気を体外の測定装置に誘導する、又は複数の分枝血管にステントグラフト内挿術を行う際に、複数のガイドワイヤーを使用してブルスルーワイヤーアクセスを確立することを目的に使用するカテーテルであること。				
の機能区分	使用目的、使用部位及び術式により、冠動脈用、脳血管用（4区分5区分）、その他血管用及び、気管支用及び分枝血管用の合計7区分8区分9区分に区分する。				
機能区分番号	機能区分名	償還価格	略称	特定器材コード	機能区分の定義
II-132-(1)	冠動脈用	8220	ガイディングカテ・冠動脈	738970000	経皮的冠動脈形成術を行う際に、心臓手術用カテーテルを安全に到達させることを目的に使用するガイディングカテーテルであること。
II-132-(2)-①	脳血管用／標準型	21800	ガイディングカテ・脳血管	738990000	次のいずれにも該当すること。 (i) 脳血管手術を行う際に、脳血管の手術部位に血管内手術用カテーテルを安全に到達させることを目的に使用するガイディングカテーテルであること。 (ii) 【高度屈曲対応型】、【紡錘型】に該当しないこと。
II-132-(2)-②	脳血管用／高度屈曲対応型	90300	ガイディングカテ・脳血管・Ⅱ	710010882	次のいずれにも該当すること。 (i) 脳血管手術を行う際に、脳血管の手術部位に血管内手術用カテーテルを安全に到達させることを目的に使用するガイディングカテーテルであること。 (ii) 大腿の穿刺部位から中大脳動脈領域に到達できるものであること。 (iii) 蛇行血管の屈曲部において内腔を維持する性能が高い構造を有すること。
II-132-(2)-③	脳血管用／紡錘型	94800	ガイディングカテ・脳血管・Ⅲ	710011131	次のいずれにも該当すること。 (i) 脳血管手術を行う際に、脳血管の手術部位に血管内手術用カテーテルを安全に到達させることを目的に使用するガイディングカテーテルであること。 (ii) 大腿の穿刺部位から中大脳動脈領域に到達できるものであること。 (iii) 大口径カテーテルの遠位端に生じる段差を軽減して、蛇行血管屈曲部を滑らかに通過させる紡錘状の構造を有すること。
II-132-(2)-④	脳血管用／橈骨動脈穿刺対応型	63200	ガイディングカテ・脳血管・Ⅳ	729920007	次のいずれにも該当すること。 (i) 脳血管手術を行う際に、脳血管の手術部位に血管内手術用カテーテルを安全に到達させることを目的に使用するガイディングカテーテルであること。 (ii) 橈骨動脈の穿刺部位から挿入するものであって、その趣旨が薬事承認又は認証事項に明記されていること。 (iii) 蛇行血管の屈曲部において内腔を維持する性能が高い構造を有すること。
II-132-(2)-⑤	脳血管用／自己拡張型	284000	—	739310012	次のいずれにも該当すること。 (i) 脳血管手術を行う際に、通常の方法では血管内治療機器の送達が困難な症例において、目的病変に血管内治療機器を安全に到達させることを目的に使用する脳血管用誘導補助器具であること。 (ii) 先端に自己拡張型ステントの構造を有すること。

青字：保医発0228第2号／令和7年2月28日にて改正
赤字：保医発1128第2号／令和7年11月28日にて改正

II-132-(3)	その他血管用	18300	ガイディングカーテ・その他	738980000	経皮的血管拡張術又は血栓除去術を行う際に、腹部四肢末梢血管又は肺動脈に血管内手術用力カテーテルを安全に到達させることを目的に使用するガイディングカーテルであること。
II-132-(4)	気管支用	90300	ガイディングカーテ・気管支用	729920003	次のいずれにも該当すること。 (ア) 側副換気の有無を検出する検査を実施する際に、肺区域の空気を体外の測定装置に誘導することを目的に使用するカーテルであること。 (イ) 気管支鏡を用いて気道に到達できるものであること。 (ウ) 遠位端のバルーンを拡張させて気道を閉塞する構造を有すること。
II-132-(5)	分枝血管用	102000	-	739310027	次のいずれにも該当すること。 (ア) 複数の分枝血管にステントグラフト内挿術を行う際に、複数のガイドワイヤーを使用してプルスルーワイヤーアクセスを確立することを目的に使用するカーテルであること。 (イ) 複数のガイドワイヤーを同時に通すことができるマルチルーム構造を有するものであること。

留意事項	【II-132 ガイディングカーテル】
	(1) 冠動脈用は、冠動脈形成術を施行する際に使用した場合のみ算定できる。
	(2) 脳血管用は、脳血管の手術の際に使用した場合のみ算定できる。
	(3) 脳血管用・高度屈曲対応型は、脳動脈瘤治療用フローダイバーターシステムの留置を補助する目的で使用した場合又は他のガイディングカーテルでは血管内手術用力カーテル等を脳血管の手術部位に到達させることが困難と予想される病変若しくは困難な病変に対して使用した場合に限り算定できる。なお、他のガイディングカーテルでは血管内手術用力カーテル等を脳血管の手術部位に到達させることが困難と予想される病変又は困難な病変に対して使用した場合は、高度屈曲対応型を使用する医療上の必要性について、診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。
	(4) その他血管用は、経皮的四肢血管拡張術、血栓除去術及び経皮的肺動脈拡張術を行う際に使用した場合にのみ算定できる。
	(5) 脳血管用・紡錘型は、他のガイディングカーテルでは血管内手術用力カーテル等を脳血管の手術部位に到達させることが困難と予想される病変又は困難な病変に対して使用した場合に限り算定できる。なお、脳血管用・紡錘型を使用する医療上の必要性について診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。
	(6) 気管支用は側副換気の有無を検出する検査を実施する際に、肺区域の空気を体外の測定装置に誘導することを目的に使用した場合に限り算定できる。
	(7) 脳血管用・橈骨動脈穿刺対応型は、橈骨動脈から血管内手術用力カーテル等を挿入する必要がある場合であって、他のガイディングカーテルでは血管内手術用力カーテル等を脳血管の手術部位に到達させることが困難と予想される病変又は困難な病変に対して使用した場合に限り算定できる。なお、脳血管用・橈骨動脈穿刺対応型を使用する医療上の必要性について診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。
	(8) 脳血管用・自己拡張型は、関連学会が定める適正使用指針に沿って使用した場合に限り算定できる。なお、脳血管用・自己拡張型を使用する医療上の必要性について診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。
	(9) 分枝血管用は、複数の分枝血管にステントグラフト内挿術を行う場合であって、複数のガイドワイヤーを同時に血管内に誘導する必要がある場合のみ算定できる。なお、分枝血管用を使用する医療上の必要性について診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

青字：「保医発0731第1号／令和6年7月31日」、「保医発1129第2号／令和6年11月29日」、「保医発0228第2号／令和7年2月28日」にて改正
 赤字：保医発1128第2号／令和7年11月28日にて改正

定義	(該当なし)
機能区分の 考証	術式により、経皮的脳血管形成術用カテーテル、末梢血管用ステントセット（ 3区分4区分 ）、PTAバルーンカテーテル（9区分）、下大静脈留置フィルタセット（2区分）、冠動脈灌流用カテーテル、オクリュージョンカテーテル（2区分）、血管内血栓異物除去用留置カテーテル（ 4区分5区分 ）、血管内異物除去用カテーテル（6区分）、血栓除去用カテーテル（ 10区分11区分 ）、塞栓用コイル（7区分）、汎用型圧測定用プローブ、循環機能評価用動脈カテーテル、静脈弁カッタ（3区分）、頸動脈用ステントセット（2区分）、狭窄部貫通用カテーテル、下肢動脈狭窄部貫通用カテーテル、血管塞栓用プラグ、交換用カテーテル、体温調節用カテーテル（2区分）、脳血管用ステントセット、脳動脈瘤治療用フローダイバーターシステム（2区分） 及び 、血管形成用カテーテル（2区分） 及び 大動脈分岐部用フィルターセット（1区分）の合計 6-2区分6-3区分6-5区分6-6区分 に区分する。

(2) 末梢血管用ステントセット

定義	次のいずれにも該当すること。 (ア) 薬事承認又は認証上、類別が「機械器具（7）内臓機能代用器」であって、一般的名称が「血管用ステント」、「腸骨動脈用ステント」、「血管用ステントグラフト」 又は 、「薬剤溶出型大腿動脈用ステント」 又は 「薬剤溶出型吸収性下肢動脈用ステント」であること。 (イ) 四肢の血管拡張術を実施する際に、末梢血管（頸動脈、冠状動脈、胸部大動脈及び腹部大動脈以外の血管）内腔の確保を目的に病変部に挿入留置して使用するステントセット（デリバリーシステムを含む。）であること。
の機能区分	ステントの構造及び使用目的により、一般型、橈骨動脈穿刺対応型 及び 、再狭窄抑制型 及び 生体吸収・再狭窄抑制型の合計 3区分4区分 に区分する。

機能区分番号	機能区分名	償還価格	略称	特定器材コード	機能区分の定義
II-133-(2)-①	一般型	159000	—	730560000	【橈骨動脈穿刺対応型】、【再狭窄抑制型】、【生体吸収・再狭窄抑制型】以外のものであること。
II-133-(2)-②	橈骨動脈穿刺対応型	234000	—	729920026	次のいずれにも該当すること。 (i) 橈骨動脈から末梢動脈まで送達可能な性能及び 2-0-0-cm以上 の必要なカテーテル長を有していること。 (ii) 【再狭窄抑制型】、【生体吸収・再狭窄抑制型】に該当しないこと。
II-133-(2)-③	再狭窄抑制型	233000	—	710010689	(i) 薬剤による再狭窄抑制のための機能を有し、大腿膝窩動脈の血管内腔の確保を目的に病変部に挿入留置して使用するステントセット（デリバリーシステムを含む。）であること。 (ii) 【生体吸収・再狭窄抑制型】に該当しないこと。
II-133-(2)-④	生体吸収・再狭窄抑制型	259000	—	739310028	薬剤による再狭窄抑制のための機能を有し、膝下動脈の血管内腔の確保を目的に病変部に挿入留置して使用する生体吸収性ステントセット（デリバリーシステムを含む。）であること。
II-133-(2)-④指	生体吸収・再狭窄抑制型 (指定承認番号：30700BZX00154000)	264000	—	739310029	

青字：「保医発0731第1号／令和6年7月31日」、「保医発1129第2号／令和6年11月29日」、「保医発0228第2号／令和7年2月28日」にて改正
赤字：保医発1128第2号／令和7年11月28日にて改正

留意事項

【II-133 血管内手術用カテーテル】

- (2) 末梢血管用ステントセット・橈骨動脈穿刺対応型は、橈骨動脈を穿刺して使用した場合に算定できる。
- (3) P T Aバルーンカテーテル
- (ウ) [P T Aバルーンカテーテル／再狭窄抑制型]については、同一病変に対して、同一入院中に末梢血管用ステントセット・一般型、末梢血管用ステントセット・橈骨動脈穿刺対応型、又は末梢血管用ステントセット・再狭窄抑制型と併せて使用した場合は、一連につき主たるもののみ算定できる。
- (17) 末梢血管用ステント・生体吸収・再狭窄抑制型は、**包括的高度慢性下肢虚血患者（慢性透析患者を除く）**における**対照血管径が2.5 mm以上4.0 mm以下の膝下動脈病変**に対して、**血管内腔径の改善を目的として使用した場合に限り、1回の手術に対して原則として2個を限度として算定できる**。ただし、医学的必要性から3個以上使用する必要がある場合は、**その理由を診療報酬明細書の摘要欄に記載した上で、4個を限度として算定できる**。なお、令和9年11月30日までに限り、迅速な保険導入に係る評価を行った価格で算定できる。

定義	(該当なし)
機能区分の考え方	術式により、経皮的脳血管形成術用カテーテル、末梢血管用ステントセット（ 3区分4区分 ）、PTAバルーンカテーテル（9区分）、下大静脈留置フィルタセット（2区分）、冠動脈灌流用カテーテル、オクリュージンカテーテル（2区分）、血管内血栓異物除去用留置カテーテル（ 4区分5区分 ）、血管内異物除去用カテーテル（6区分）、血栓除去用カテーテル（ 10区分11区分 ）、塞栓用コイル（7区分）、汎用型圧測定用プローブ、循環機能評価用動脈カテーテル、静脈弁カッタ（3区分）、頸動脈用ステントセット（2区分）、狭窄部貫通用カテーテル、下肢動脈狭窄部貫通用カテーテル、血管塞栓用プラグ、交換用カテーテル、体温調節用カテーテル（2区分）、脳血管用ステントセット、脳動脈瘤治療用フローダイバーターシステム（2区分） 及び 、血管形成用カテーテル（2区分） 及び 大動脈分岐部用フィルターセット（1区分）の合計 6-2区分6-3区分6-5区分6-6区分 に区分する。

(22) 血管形成用カテーテル

定義	薬事承認又は認証上、類別が「機械器具（51）医療用嘴管及び体液誘導管」であって、一般的名称が「レーザ式血管形成術用カテーテル」又は「アテローム切除アブレーション式血管形成術用カテーテル」であること。
の機能区分の考え方	使用目的及び構造により、エキシマレーザ型、切削吸引型の合計2区分に区分する。

機能区分番号	機能区分名	償還価格	略称	特定器材コード	機能区分の定義
II-133-(22)-①	エキシマレーザー型	219000	—	721012000	大腿膝窩動脈のステント内における再狭窄又は閉塞病変に対して、大腿膝窩動脈に挿入し、カテーテルの先端から照射されるエキシマレーザによって動脈硬化組織を蒸散させ、狭窄部又は閉塞部を開存させることを目的としたカテーテルであること。
II-133-(22)-②	切削吸引型	242000	—	721017000	次のいずれにもいづれかに該当すること。 (i) 大腿膝窩動脈の狭窄、再狭窄又は閉塞病変に対して、大腿膝窩動脈に挿入し、カテーテル先端の回転ブレードによって、固いアテローム塊や狭窄病変を切削するカテーテルであること。また、生理食塩液を注入する機能をカテーテル先端部に有し、切削物等を吸引し能動的に体外に除去する構造を有するものであること。 (ii) カテーテル先端部に生理食塩液を注入する機能を有し、切削物等を吸引し能動的に体外に除去する構造を有するものであること。膝下動脈の狭窄、再狭窄又は閉塞病変に対して、膝下動脈に挿入し、カテーテル先端の回転バーによって、固いアテローム塊や狭窄病変を切削するカテーテルであること。また、カテーテル先端部にダイヤモンドコーティングされた先端バーを有し、切削物等を体内の細網内皮系により除去可能な微粒子に粉砕する機能を有するものであること。

留意事項	【II-133 血管内手術用カテーテル】 (14) 血管形成用カテーテル (ア) エキシマレーザー型又は切削吸引型に併せて使用するガイドワイヤー等の特定保険医療材料は、別に算定できる。 (イ) エキシマレーザー型又は切削吸引型は、関連学会が定める適正使用指針に従って使用した場合に限り、一連の治療につき2本を限度として算定できる。
------	--

定義	次のいずれにも該当すること。 1 薬事承認又は認証上、類別が「機械器具（7）内臓機能代用器」であって、一般的名称が「大動脈用ステントグラフト」であること。 2 大動脈瘤、大動脈解離、外傷性大動脈損傷又は総腸骨動脈瘤のうち、1つ以上の疾患の治療を目的に経血管的に挿入され、体内に留置するものであること。				
の機能区分	使用目的により、腹部大動脈用ステントグラフト（メイン部分）（3区分4区分）、腹部大動脈用ステントグラフト（補助部分）、胸部大動脈用ステントグラフト（メイン部分）（3区分4区分）、胸部大動脈用ステントグラフト（補助部分）（2区分）及び、大動脈解離用ステントグラフト（ペーステント）及び胸部大動脈用ステントグラフト（分岐血管部分）の合計9区分1-2区分13区分に区分する。				
機能区分番号	機能区分名	償還価格	略称	特定器材コード	機能区分の定義
II-146-(1)-①	腹部大動脈用ステントグラフト（メイン部分）／標準型	1320000	—	710010061	次のいずれにも該当すること。 (ア) 腹部大動脈瘤（腹部大動脈瘤又は傍腎動脈腹部大動脈瘤を含む） 又は総腸骨動脈瘤の治療を目的に使用されるものであること。 (イ) 次のいずれかに該当すること。 (i) 腹部大動脈に留置するステントグラフト、両側総腸骨動脈に留置するステントグラフト及びステントグラフトを挿入するための付属品を含んでいるものであること。 (ii) 腹部大動脈に留置するステントグラフトと共に使用する総腸骨動脈から外腸骨動脈に留置するステントグラフト、内腸骨動脈に留置するステントグラフト及びステントグラフトを挿入するための付属品を含んでいるものであり、外腸骨動脈及び内腸骨動脈の血流を維持するための分岐を有するものであること。
II-146-(1)-②	腹部大動脈用ステントグラフト（メイン部分）／AU I型	1110000	—	710010847	次のいずれにも該当すること。 (ア) 腹部大動脈瘤の治療を目的に使用されるものであること。 (イ) 腹部大動脈から片側総腸骨動脈に留置するステントグラフト及びステントグラフトを挿入するための付属品を含んでいるものであること。
II-146-(1)-③	腹部大動脈用ステントグラフト（メイン部分）／ポリマー充填型	1430000	—	710011102	次のいずれにも該当すること。 (ア) 腹部大動脈瘤の治療を目的に使用されるものであること。 (イ) ステントグラフトの近位端の密閉を行うためのポリマー充填リングを有すること。
II-146-(1)-④	腹部大動脈用ステントグラフト（メイン部分）／分枝血管部分連結型	3820000	—	739310030	次のいずれにも該当すること。 (ア) 胸腹部大動脈瘤又は傍腎動脈腹部大動脈瘤のうち、外科的修復術による治療が困難な患者の治療を目的に使用されるものであること。 (イ) 胸腹部大動脈に留置するステントグラフト及びステントグラフトを挿入するための付属品を含んでいるものであること。 (ウ) 腹腔動脈、上腸間膜動脈及び左右腎動脈に留置するステントグラフトを連結する構造を有するものであること。
II-146-(1)-④指	腹部大動脈用ステントグラフト（メイン部分）／分枝血管部分連結型 (指定承認番号：30600BZX00235000)	3840000	—	739310031	
II-146-(2)	腹部大動脈用ステントグラフト（補助部分）	299000	—	710010062	次のいずれにも該当すること。 (ア) 腹部大動脈瘤（腹部大動脈瘤又は傍腎動脈腹部大動脈瘤を含む） 又は総腸骨動脈瘤の治療を目的に使用されるものであること。 (イ) 腹部大動脈用ステントグラフト（メイン部分）の留置を補助する目的で使用されるものであること。 (ウ) 次のいずれかに該当すること。 (i) ステントグラフトの延長部分 (ii) コンバーター (iii) オクルーダ

青字：保医発0829第2号／令和7年8月29日にて改正
赤字：保医発1128第2号／令和7年11月28日にて改正

II-146-(3)-①	胸部大動脈用ステントグラフト（メイン部分）／標準型	1430000	—	710010268	次のいずれにも該当すること。 (ア) 胸部大動脈瘤、胸部大動脈解離又は外傷性大動脈損傷のうち、胸部大動脈瘤を含む1つ以上の疾患の治療を目的に使用されるものであること。 (イ) 胸部大動脈に留置するステントグラフト及びステントグラフトを挿入するための付属品を含んでいるものであること。 (ウ) 【中枢端可動型】、【血管分岐部対応型】、【 胸部大動脈用ステントグラフト（メイン部分）／分岐血管部分連結型 】に該当しないこと。
II-146-(3)-②	胸部大動脈用ステントグラフト（メイン部分）／中枢端可動型	1490000	—	729990001	次のいずれにも該当すること。 (ア) 胸部大動脈瘤（ 胸腹部大動脈瘤を含む ）、胸部大動脈解離又は外傷性大動脈損傷のうち、胸部大動脈瘤を含む1つ以上の疾患の治療を目的に使用されるものであること。 (イ) 胸部大動脈に留置するステントグラフト及びステントグラフトを挿入するための付属品を含んでいるものであること。 (ウ) 血流の影響を軽減するための多段階の展開機構及びステントグラフトの展開後にテリバリー・カテーテルの操作によりステントグラフトの中枢端が可動する機構を有すること。 (エ) 【 胸部大動脈用ステントグラフト（メイン部分）／標準型 】、【 血管分岐部対応型 】、【 胸部大動脈用ステントグラフト（メイン部分）／分岐血管部分連結型 】に該当しないこと。
II-146-(3)-③	胸部大動脈用ステントグラフト（メイン部分）／血管分岐部対応型	2060000	—	710010727	次のいずれにも該当すること。 (ア) 胸部大動脈瘤の治療を目的に使用されるものであること。 (イ) 胸部大動脈に留置するステントグラフト及びステントグラフトを挿入するための付属品を含んでいるものであること。 (ウ) 血管分岐部に対応するための開窓部（フェネストレーション）を有するものであること。
II-146-(3)-④	胸部大動脈用ステントグラフト（メイン部分）／分岐血管部分連結型	3320000	—	739310020	次のいずれにも該当すること。 (ア) 胸部大動脈瘤、胸部大動脈解離又は外傷性大動脈損傷の治療を目的に使用されるものであること。 (イ) 胸部大動脈に留置するステントグラフト及びステントグラフトを挿入するための付属品を含んでいるものであること。 (ウ) 血管分岐部に対応するための胸部大動脈用ステントグラフト（分岐血管部分）を連結する構造を有するものであること。 (エ) 【 胸部大動脈用ステントグラフト（メイン部分）／標準型 】、【 中枢端可動型 】、【 血管分岐部対応型 】に該当しないこと。
II-146-(4)-①	胸部大動脈用ステントグラフト（補助部分）／標準型	344000	—	710010282	次のいずれにも該当すること。 (ア) 胸部大動脈瘤、胸部大動脈解離又は外傷性大動脈損傷の治療を目的に使用されるものであること。 (イ) 胸部大動脈用ステントグラフト（メイン部分）の留置を補助する目的で使用されるものであること。 (ウ) 【 胸部大動脈用ステントグラフト（補助部分）／分岐血管部分連結型 】に該当しないこと。
II-146-(4)-②	胸部大動脈用ステントグラフト（補助部分）／分岐血管部分連結型	1020000	—	739310021	次のいずれにも該当すること。 (ア) 胸部大動脈瘤、胸部大動脈解離又は外傷性大動脈損傷の治療を目的に使用されるものであること。 (イ) 胸部大動脈用ステントグラフト（メイン部分）・分岐血管部分連結型の留置を補助する目的で使用されるものであること。 (ウ) 胸部大動脈用ステントグラフト（メイン部分）・分岐血管部分連結型の中核側に留置するステントグラフト及びステントグラフトを挿入するための付属品を含んでいるものであること。

青字：保医発0829第2号／令和7年8月29日にて改正
赤字：保医発1128第2号／令和7年11月28日にて改正

II-146-(5)	大動脈解離用ステントグラフト（ベーステント）	894000	—	710010864	次のいずれにも該当すること。 (ア) 大動脈解離の治療を目的に使用されるものであること。 (イ) 大動脈解離部に留置するペアステント及びペアステントを挿入するための付属品を含んでいるものであること。
II-146-(6)	胸部大動脈用ステントグラフト（分枝血管部分）	976000	—	739310022	次のいずれにも該当すること。 (ア) 胸部大動脈瘤、胸部大動脈解離又は外傷性大動脈損傷の治療を目的に使用されるものであること。 (イ) 胸部大動脈用ステントグラフト（メイン部分）・分枝血管部分連結型と連結し、胸部大動脈の分枝血管に留置するステントグラフト及びステントグラフトを挿入するための付属品を含んでいるものであること。

留意事項	<p>【II-146 大動脈用ステントグラフト】</p> <p>(1) 腹部大動脈用ステントグラフトは、腹部大動脈瘤に対して外科手術による治療が第一選択とならない患者であって、当該材料の解剖学的適応を満たすものに対して、ステントグラフト内挿術が行われた場合にのみ算定できる。なお、腹部大動脈用ステントグラフトを使用するに当たっては、関係学会の定める当該材料の実施基準に準じること。また、腹部大動脈瘤の治療を目的とした外科手術を比較的安全に行うことが可能な患者に対しては、外科手術を第一選択として治療方法を選択すること。算定に当たっては、診療報酬明細書の摘要欄に外科手術が第一選択とならない旨及び当該材料による治療が適応となる旨を記載すること。</p> <p>(2) 胸部大動脈用ステントグラフトは、1回の手術に対し1個を限度として算定できる。なお、以下の場合には1回の手術に対して2個を限度として算定して差し支えない。ただし、算定に当たっては、診療報酬明細書の摘要欄に複数個の当該材料による治療が適応となる旨を記載すること。また、胸部大動脈用ステントグラフトを使用するに当たっては、関係学会の定める当該材料の実施基準に準じること。</p> <p>(ア) 1個のステントグラフトで治療が可能な長さを超えるため、複数個の使用が必要な場合</p> <p>(イ) 中枢側及び末梢側の固定部位の血管径が異なり、1個のステントグラフトで許容できる範囲を超えるため、複数個の組み合わせによる使用が必要な場合</p> <p>(3) 胸部大動脈用ステントグラフトの血管分岐部対応型は、腕頭動脈、左総頸動脈、左鎖骨下動脈等の主要血管分岐部を含む部位に使用した場合に算定できる。その際、診療報酬明細書の摘要欄に該当する主要分岐血管名を記載すること。</p> <p>(4) 大動脈解離用ステントグラフトは、当該材料の解剖学的適応を満たす合併症を有する Stanford B型大動脈解離（解離性大動脈瘤を含む。）を有する患者のうち、内科的治療が奏効しない患者に対して、ステントグラフト内挿術が行われた場合に限り算定できる。なお、大動脈解離用ステントグラフトを使用するに当たっては、関係学会の定める当該材料の実施基準に準じること。</p> <p>(5) 大動脈解離用ステントグラフト（ペアステント）は、1回の手術に対し、それぞれ1個を限度として算定する。なお、複数個のペアステントによる治療が必要である場合、2個を限度として算定して差し支えない。ただし、算定に当たっては診療報酬明細書の摘要欄に複数個の当該材料による治療が適応となる旨を記載すること。</p> <p>(6) 胸部大動脈用ステントグラフト（メイン部分）・分枝血管部分連結型は、日本ステントグラフト実施基準管理委員会の定める実施基準を遵守して使用した場合に、1回の手術に対し、1個を限度として算定できる。</p> <p>(7) 病変長が長い場合など、複数個の胸部大動脈用ステントグラフトによる治療が必要になる場合であって、胸部大動脈用ステントグラフト（メイン部分）・分枝血管部分連結型と胸部大動脈用ステントグラフト（メイン部分）・中枢端可動型を同時に使用する場合は、1回の手術に対し、それぞれ1個を限度として算定できる。ただし、胸部大動脈用ステントグラフト（メイン部分）・中枢端可動型の算定に当たっては、診療報酬明細書の摘要欄に当該材料による治療が適応となる旨を記載すること。また、胸部大動脈用ステントグラフト（メイン部分）・中枢端可動型を複数個使用する場合は、医学的必要性が認められた場合に限り、2個を限度として算定して差し支えない。ただし、複数個の算定に当たっては、診療報酬明細書の摘要欄に複数個の当該材料による治療が適応となる旨を記載すること。</p> <p>(8) 胸部大動脈用ステントグラフト（補助部分）・分枝血管部分連結型は、日本ステントグラフト実施基準管理委員会の定める実施基準を遵守して使用した場合に、1回の手術に対し1個を限度として算定できる。なお、複数個による治療が必要である場合、2個を限度として算定して差し支えない。ただし、複数個の算定に当たっては、診療報酬明細書の摘要欄に複数個の当該材料による治療が適応となる旨を記載すること。</p> <p>(9) 胸部大動脈用ステントグラフト（分枝血管部分）は、日本ステントグラフト実施基準管理委員会の定める実施基準を遵守して使用した場合に、1回の手術に対し1個を限度として算定できる。なお、複数個による治療が必要である場合、2個を限度として算定して差し支えない。ただし、複数個の算定に当たっては、診療報酬明細書の摘要欄に複数個の当該材料による治療が適応となる旨を記載すること。</p> <p>(10) 腹部大動脈用ステントグラフト（メイン部分）・標準型を腹部大動脈用ステントグラフト（メイン部分）・分枝血管部分連結型と組み合わせて使用する場合には、1回の手術に対して原則として1個まで算定できる。複数個算定する場合はその医学的必要性を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。</p> <p>(11) 腹部大動脈用ステントグラフト（emain部分）・分枝血管部分連結型については、令和9年11月30日までに限り、迅速な保険導入に係る評価を行った価格で算定できる。</p> <p>(12) 腹部大動脈用ステントグラフト（補助部分）を腹部大動脈用ステントグラフト（emain部分）・分枝血管部分連結型と組み合わせて使用する場合は、1回の手術に対して原則として1個まで算定できる。複数個算定する場合はその医学的必要性を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。</p> <p>(13) 胸腹部大動脈瘤に対して、腹部大動脈用ステントグラフト（emain部分）・分枝血管部分連結型と組み合わせて胸部大動脈用ステントグラフト（emain部分）・中枢端可動型を使用する場合は、1回の手術に対し、腹部大動脈用ステントグラフト（emain部分）・中枢端可動型は原則として1個を限度として算定できる。ただし、腹部大動脈用ステントグラフト（emain部分）・中枢端可動型の算定に当たっては、診療報酬明細書の摘要欄に当該材料による治療が適応となる旨を記載すること。また、腹部大動脈用ステントグラフト（emain部分）・中枢端可動型を複数個使用する場合は、医学的必要性が認められた場合に限り、3個を限度として算定して差し支えない。ただし、複数個の算定に当たっては、診療報酬明細書の摘要欄に複数個の当該材料による治療が適応となる旨を記載すること。</p>
------	---

定義	次のいずれにも該当すること。 <ol style="list-style-type: none"> 1 薬事承認又は認証上、類別が「機械器具（7）内臓機能代用器」であって、一般的名称が「中心循環系ステントグラフト」、「ヘパリン使用中心循環系ステントグラフト」又は「ヘパリン使用血管用ステントグラフト」であること。 2 次のいずれかに該当すること。 <ul style="list-style-type: none"> (ア) 胸部、腹部、骨盤内の動脈（大動脈、冠動脈、腕頭動脈、頸動脈、椎骨動脈及び肺動脈を除く。）に対し、外傷性若しくは医原性血管損傷の止血を目的に又は浅大腿動脈に病変があるステント内再狭窄病変若しくは対象病変長10cm以上の症候性末梢動脈疾患に対し、血管内腔の確保を目的に経血管的に挿入され、体内に留置するものであること。 (イ) 浅大腿動脈に病変があるステント内再狭窄病変又は対象病変長10cm以上の症候性末梢動脈疾患に対し、血管内腔の確保を目的に経血管的に挿入され、体内に留置するものであること。 (ウ) 腸骨動脈に新規又は再狭窄病変がある症候性末梢動脈疾患に対し、血管内腔の確保を目的に経血管的に挿入され、体内に留置するものであること。 (エ) 人工血管内シャントの静脈側吻合部狭窄病変に対し、血管内腔の確保を目的に経血管的に挿入され、体内に留置するものであること。 (オ) 総腸骨動脈及び外腸骨動脈に新規又は再狭窄病変がある症候性末梢動脈疾患に対し、血管内腔の確保を目的に経血管的に挿入され、体内に留置するものであること。 (カ) 胸部大動脈瘤又は傍腎動脈腹部大動脈瘤の治療を目的に、経血管的に腹腔動脈、上腸間膜動脈及び腎動脈に挿入され、体内に留置するものであること。
	使用目的により、標準型 及び 、長病変対応型 及び 腹部大動脈分枝血管対応型の合計 2区分3区分 に区分する。

機能区分番号	機能区分名	償還価格	略称	特定器材コード	機能区分の定義
II-191-(1)	標準型	322000	—	710011010	次のいずれにも該当すること。 <ul style="list-style-type: none"> (ア) 血管損傷の治療又は血管開存を目的として使用するものであること。 (イ) 以下のいずれかに該当すること。 <ul style="list-style-type: none"> (i) 血液接触面にヘパリンによる抗血栓性が付与されていること。 (ii) ステントの両端を含む内側と外側に延伸ポリテトラフルオロエチレン（ePTFE）の被膜が施されていること。 (ウ) 【長病変対応型】、【腹部大動脈分枝血管対応型】に該当しないこと。
II-191-(2)	長病変対応型	344000	—	710011011	次のいずれにも該当すること。 <ul style="list-style-type: none"> (ア) TASC II D病変に対し血管開存を目的として単独で使用し得るものであること。 (イ) 血液接触面にヘパリンによる抗血栓性が付与されていること。
II-191-(3)	腹部大動脈分枝血管対応型	322000	—	739310032	次のいずれにも該当すること。 <ul style="list-style-type: none"> (ア) 次のいずれかに該当すること。 <ul style="list-style-type: none"> (i) 末梢動脈疾患の治療を目的として腸骨動脈に留置するものであること。 (ii) 胸腹部大動脈瘤又は傍腎動脈腹部大動脈瘤の治療を目的として、腹部大動脈用ステントグラフト（メイン部分）・分枝血管部分連結型と組み合わせて使用し、腹腔動脈、上腸間膜動脈及び腎動脈に留置するものであること。 (イ) 血液接触面にヘパリンによる抗血栓性が付与されていること。

青字：保医発0930第7号／令和6年9月30日にて改正
 赤字：保医発1128第2号／令和7年11月28日にて改正

留意事項	<p>【II-191 末梢血管用ステントグラフト】</p> <p>(1) 末梢血管用ステントグラフトは、関連学会の定める適正使用指針に従って使用した場合に限り、算定できる。</p> <p>(2) 末梢血管用ステントグラフトの使用に当たっては、診療報酬明細書の摘要欄にその理由及び医学的な根拠を詳細に記載すること。</p> <p>(3) 末梢血管用ステントグラフトを血管開存治療に使用した場合は、1回の手術につき、標準型及び腹部大動脈分枝血管対応型については、人工血管シャント吻合部に対して用いる場合は1本を上限として、その他の場合は2本を上限として、長病変対応型については1本を上限として算定できる。また、T A S C II C／D病変の、大動脈分岐部病変に対してキッシングステント法が適用される場合にあっては、1回の手術につき、標準型及び腹部大動脈分枝血管対応型については4本を上限とする。</p> <p>(4) 浅大腿動脈のT A S C II D病変に対して標準型を2本のみ使用して治療を行った場合は、長病変対応型1本を使用して治療を行った場合に準じるものとし、長病変対応型1本を算定することとする。</p> <p>(5) 腸骨動脈のT A S C II A／B病変の、高度石灰化病変または閉塞性病変に使用した場合に当たっては詳細な画像所見を診療報酬明細書の摘要欄に記載もしくは症状詳記に記載すること。</p> <p>(6) 末梢血管用ステントグラフトを用いた人工血管内シャントの静脈側吻合部狭窄治療の実施に当たっては、関連学会の定める適正使用指針における術者要件を満たすことを証明する書類の写しを添付すること。また当該術者にあっては、区分番号「K 6 1 6 - 4」経皮的シャント拡張術・血栓除去術を100例以上実施した経験を有することとし、当該症例の一覧（実施年月日、手術名、患者の性別、年齢、主病名）を添付すること。</p> <p>(7) 末梢血管用ステントグラフト・腹部大動脈分枝血管対応型は、胸腹部大動脈瘤又は傍腎動脈腹部大動脈瘤を有する患者の治療において、薬事承認において本品と併用する際の有効性及び安全性が確認された指定のステントグラフトと組み合わせて使用し、腹腔動脈、上腸間膜動脈及び腎動脈に留置した場合は、8本を上限として算定できる。ただし、複数個の算定に当たっては、診療報酬明細書の摘要欄に複数個の当該材料による治療が適応となる旨を記載すること。</p>
------	---

定義	次のいずれにも該当すること。 (1) 薬事承認又は認証上、類別が「機械器具 51 医療用嘴管及び体液誘導管」であって、一般的名称が「末梢血管用血管内カテーテル」又は「末梢静脈挿入式中心静脈用カテーテル」であること。 (2) 末梢静脈注射を目的に上腕の静脈内に留置して使用するカテーテルであること。 (3) 造影剤の高圧注入が可能であること。
----	---

の機能区分	(該当なし)
-------	--------

機能区分番号	機能区分名	償還価格	略称	特定器材コード	機能区分の定義
II-236	上腕静脈用カテーテル	5790	—	739310026	(該当なし)

留意事項	【II-236 上腕静脈カテーテル】 医師の血管アセスメントにおいて、末梢静脈留置針による静脈路確保が困難と判断された患者に対し、末梢静脈用の薬剤の投与を目的として、超音波診断装置を用いて上腕の静脈の位置等を確認しながら、上腕の静脈内に挿入・留置した場合に限り算定できる。使用は末梢静脈留置針による静脈路確保が困難な患者に限定されるものであって、単に連日の静脈内注射や点滴注射を行う又は周術期の管理を行う等の目的でのみ使用された場合は算定できない。なお、算定に当たっては、その医学的必要性について診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。
------	---

II-237 軟骨修復材（厚生労働省発出事項）

赤字：保医発1128第2号／令和7年11月28日にて改正

定義	<p>次のいずれにも該当すること。</p> <p>(1) 薬事承認又は認証上、類別が「医療用品 4 整形用品」であって、一般的名称が「吸収性軟骨再生用材料」であること。</p> <p>(2) 関節軟骨の修復の補助を目的として使用するものであること。</p> <p>(3) 主成分がアルギン酸ナトリウム溶液及び塩化カルシウム溶液であること。</p>				
の機能区分	(該当なし)				
機能区分番号 II-237	機能区分名 軟骨修復材	償還価格 1170000	略称 —	特定器材コード 739310033	機能区分の定義 (該当なし)
留意事項	<p>【II-237 軟骨修復材】</p> <p>(1) 軟骨欠損面積が膝で 1 cm²以上 3 cm²以下、肘で 1 cm²以上 1.5 cm²以下の軟骨欠損部位を有する、肘関節又は膝関節の外傷性軟骨欠損症又は離断性骨軟骨炎（変形性膝関節症を除く。）であって、自家骨軟骨移植術が困難な場合や骨端線が残存している小児に使用する場合に限り算定できる。</p> <p>(2) 軟骨修復材の使用に当たっては、関連学会の定める適正使用指針を遵守すること。</p> <p>(3) 軟骨修復材を使用する医療上の必要性及び軟骨欠損面積等を含めた症状詳記を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。</p>				